

長浜バイオインキュベーションセンターシェアオフィス 利用規約

第1条（趣旨）

この規約は、長浜バイオインキュベーションセンター（以下、NBICという。）に設置するシェアオフィス（以下、当施設という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

第2条（設置の根拠）

当施設は、一般社団法人バイオビジネス創出研究会（以下、当法人という。）が長浜市との間に締結するNBICの指定管理に係る基本協定第53条及び仕様書に定められた自主事業に関する事項に基づき設置するものである。

2 当施設は前項の基本協定で定めた指定期間に限り設置する。

第3条（利用申込み）

当施設の利用希望者は、当法人が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、下記必要書類を添付し、当施設の利用を申込みものとする。

- (1) シェアオフィス利用申請書（様式第1号）
 - (2) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第2号）
 - (3) 公の機関が発行する身分を証明する書類で写真付きのもの
- 2 利用の申込みを行ったものは本規約に同意したものとみなす。
- 3 当法人は、前項の利用申請書を受理したときは、利用許可審査会を経て、利用の可否を決定し、許可する場合はシェアオフィス利用許可書（様式第3号）を、許可しない場合はシェアオフィス利用不許可書（様式第4号）により、当該利用申込者に通知するものとする。
- 4 以下に該当するものは当施設を利用できない。
- (1) 以下に該当する事業を行っている場合、または行おうとしている場合
 - (ア) 法令に反する事業および反するおそれのある事業
 - (イ) 公序良俗に反すると当法人が判断した事業
 - (ウ) 情報商材の販売にかかわる事業
 - (エ) 性風俗関連の事業
 - (オ) 暴力団関係およびそれに関する事業
 - (カ) 政治活動および宗教活動
 - (キ) マルチ商法およびそれに関連するおそれのある事業
 - (ク) その他、当法人が不相当と認める事業
 - (2) その他以下のいずれかに該当する場合
 - (ア) 必要な資料を提出しない場合
 - (イ) 本規約その他、当施設の利用に関する諸規定及び当施設の利用に関し、当法人が行う適法な指示に従わない場合
 - (ウ) 第5条に規定する利用料金を支払わない場合及び支払わないおそれがあると当法人が認める場合

- 5 前4項の規定は、当施設の利用を許可された者に係る当施設の利用についても適用する。
- 6 利用許可審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条（利用期間）

当法人が許可する当施設の利用期間は1年半とする。ただし、長浜市が当法人に対して指定したNBICの指定管理者たる期間を超えて、当法人が申請者に対して、当施設の利用許可をする場合には、当該超えた期間の許可は、当法人が引き続きNBICの指定管理者として長浜市に指定されることを条件として許可するものとする。

- 2 当施設の利用を許可された者（以下、利用者という。）は、当施設の利用を延長しようとするときは、利用許可の際に示された利用許可期間の満了する3カ月前までに、利用延長申請書（様式第5号）により利用の延長を申請しなければならない
- 3 当法人は、前項の利用延長申請を受理したときは、第3条第3項の例により、延長利用の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

第5条（利用料金）

利用者は、当施設の利用料金として、月額20,000円（消費税別、共益費込み）を支払わなくてはならない。

- 2 利用者は、利用の有無にかかわらず、利用料金を支払わなくてはならない。ただし、利用開始日が属する月分に限り、当該月の利用期間が15日に満たない場合で、やむを得ない理由があると認められるときは、月額料金を半額にすることができる。
- 3 利用者は、当該月分の利用料金を前月の末日までに、現金又は当法人が指定する口座への振込みの方法により支払わなくてはならない。この場合において、支払いに要する費用は、利用者が負担しなければならない。
- 4 利用料金の支払いは、月払いと年度払いが選択できる。
- 5 既納の利用料金は返還しない。但し、年度払いで利用料金を支払った場合で、利用しないことについて、やむを得ない理由があると認めるときの既納利用料金の取り扱いについては、次の各号の通りとする。
 - (1) 支払った利用料金に係る利用期間の開始前に当施設の返還を申し出たときは全額返還できる。
 - (2) 利用を開始したのちに、利用中止を申し出た場合は、利用中止を申し出た月から3カ月の利用料金は返還しない。

第6条（セキュリティカード）

利用を許可したものに、セキュリティカードを貸与する。セキュリティカードの貸与は当施設1室につき1枚とする。

- 2 セキュリティカードに関し、以下の各号に定める行為を行ってはいけない。
 - (1) 第三者に貸与、譲渡および担保に供する等、セキュリティカードの占有を第三者に移転す

ること。

(2) 複製すること

(3) 偽造、改造、変造すること

- 3 セキュリティカードを紛失または破損した場合は、直ちに当法人に連絡すること。
- 4 セキュリティカードの紛失または破損等により、セキュリティカードの再発行が必要な場合は、2,000 円（税別）／枚を当法人へ支払わなくてはならない。

第 7 条（利用時間）

利用者は、当施設をいつでも利用することができる。

第 8 条（事務局の営業時間）

当法人の NBIC 事務局の営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝休日は営業しないものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、必要に応じ、営業日又は営業時間を変更することができる。

第 9 条（住所利用サービス）

住所利用サービスとは、当法人の NBIC 事務局の営業時間において、サービスの利用者あてに送付された郵便物等をその者に代わりに受領するものである。

- 2 住所利用サービスの利用を希望するものは、住所利用申込書（様式第 6 号）を当法人へ提出しなければならない。
- 3 住所利用サービスの利用にあたっては、当施設で実体のある活動を行っていないなければならない。
- 4 当法人は、第 2 項の申込書を受領したときは、当施設での活動実態等必要な調査を行い、住所利用サービスの可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。
- 5 以下に該当する郵便物、宅配便については、住所利用サービスの対象とならない。
 - (1) 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳、その他金銭に関するもの
 - (2) 運転免許証、健康保険証、その他身分や資格を証するもの
 - (3) 生もの、冷蔵冷凍品等
 - (4) 代引き等受領時に支払いを要するもの
 - (5) 内容証明郵便、その他受領行為が法律上意義を有する書類
 - (6) 裁判所からの特別送達およびこれに準ずる書類
 - (7) 郵便事業者、宅配事業者等以外のものにより持参されたもの
 - (8) 法律に抵触する、またはそのおそれのあるもの
 - (9) その他当法人が受領または保管が困難であると判断したもの
- 6 住所利用サービスの利用者は、当法人に対し、自分あての郵便物等が配達されること等の情報を伝えるとともに、受領物の有無について、常に留意しなければならない。
- 7 当法人は、住所利用サービスにより受領したものを、当該受領日の翌日から起算して 1 カ

月を経過する日を限度に保管するものとし、これを経過したときは、当法人の責任において当該受領物を処分するものとする。この場合において、当該処分に要した費用は、サービス利用者の負担とする。

- 8 サービス利用者は、住所利用サービスにより受領したものに生じた損害について、当法人に賠償を請求することができない。

第10条（登記利用サービス）

登記利用サービスとは、利用者に対し、当施設の所在地を利用者の所在地として登記することを許諾するものとする。

- 2 登記利用サービスの利用を希望するものは、登記利用申込書（様式第7号）と法人の定款を当法人へ提出しなければならない。
- 3 登記利用サービスの利用にあたっては、当施設で実体のある活動を行っていないといけない。
- 4 当法人は、第2項の申込書を受領したときは、当施設での活動実態等必要な調査を行い、登記利用サービスの利用の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。
- 5 サービス利用者は、当該登記が完了後速やかに、登記簿抄本を当法人へ提出しなければならない。
- 6 サービス利用者は、利用申込書に記載した内容、および登記事項に変更があった場合は、遅延なく当法人に届け出なければならない。
- 7 当法人は、当施設がサービス利用者の所在地として適切でないと認めたときは、登記サービスの利用許可を取り消し、登記の変更を求めるものとする。

第11条（商談室の利用）

利用者は、長浜バイオインキュベーションセンター内の商談室①および商談室②を利用することができる。

- 2 商談室を利用しようとするものは、利用しようとする日の1カ月前の日以後に、所定の手続きにより申し込まなければならない。
- 3 商談室の利用時間は、1回につき3時間までとする。

第12条（駐車場）

当施設の利用者は、長浜バイオインキュベーションセンターシェアオフィス用駐車区画を利用するものとする。

第13条（利用者情報）

利用者情報に以下のいずれかに該当する変更が生じた場合、速やかに当法人が定める方法により、当法人へ報告しなければならない。

- (1) 住所、氏名、連絡先に変更があったとき
- (2) 登記事項に変更があったとき

- (3) 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、またそのおそれがあるとき
- 2 利用者情報の変更を当法人へ届け出なかったことに起因する損害が生じた場合、当法人は賠償の責を負わない。
- 3 利用者は、第 1 項の規定による届け出を怠ったことにより、当法人に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第 14 条（利用の制限等）

利用者は、次の各号のいずれかに該当し、当法人において当施設の利用又は住所利用サービスの利用を制限する必要があると認めるときは、当法人の指示に従わなければならない。

- (1) 建物設備の保守・点検・修理等を行う場合
 - (2) 火災・停電・漏電事故等により当施設又はサービスの利用が不相当と認められる場合
 - (3) 自然災害、その他不可抗力事由により当施設又はサービスの利用が不相当と認められる場合
 - (4) その他、当施設又はサービスの利用を停止せざるを得ないと認められる場合
- 2 利用者は、前項の規定により当施設又はサービスの利用を制限したことで生じた損害の賠償を当法人に請求することができない。

第 15 条（禁止事項）

当施設の利用者は、以下に定める行為を行ってはならない。以下のいずれかに該当する行為を行い、当法人および他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償する義務を負わなければならない。

- (1) 当施設および共有スペース以外を使用すること
 - (2) 当施設等を当法人の許可なく改造すること
 - (3) 当施設の全部または一部を第三者に転貸すること
 - (4) 当法人の許可を得ないで、NBIC に生き物の持ち込み、飼育すること
 - (5) 危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
 - (6) 法令または公序良俗に反する行為をすること
 - (7) 当施設内での喫煙、騒音、その他当施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害すること
 - (8) 他の利用者、NBIC の入居企業の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害すること
 - (9) 衛生面を損なうこと
 - (10) 宗教やマルチ商法、および保険商品その他当法人が不相当と認める勧誘行為をすること
 - (11) 他の利用者及び当法人の職員に対し暴力的な言動を行うこと
 - (12) その他、当法人が不相当と認める行為を行うこと
- 2 当法人は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、警告を発し、当該行為の中止を求めることができるとともに、第 16 条に定めるところにより、利用許可を取り消すことができる。
 - 3 利用者は、第 1 項の規定に違反し、当法人の他の利用者その他第三者に損害を与えたときは、

これを賠償しなければならない。

第 16 条（利用許可の取消）

利用者が以下に定める事項に該当する事情が生じた場合、当法人は利用者に事前通知することなく、直ちに利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本規約に定める事項に違反した場合
 - (2) 提出された本人確認書類が真正なものでないと認められる場合
 - (3) 反社会的勢力であることが認められる場合
 - (3) 利用料金の支払いを 1 週間以上遅延した場合
 - (4) 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
 - (5) 利用者について刑事手続きが開始された場合
 - (6) その他、当法人が当施設の利用者として不適切と判断した場合
- 2 前項の規定により利用許可を取り消したときは、既納の利用料金は返納しない。
- 3 第 1 項の規定による利用許可の取り消しにより、利用者または第三者に損害が生じた場合においても、当法人は賠償の責を負わない。

第 17 条（指定管理期間終了に伴う利用許可の取消）

当法人が、NBIC の指定管理期間を終了した場合、または、長浜市から NBIC の指定管理の指定を取り消された場合は、当施設の利用許可を取り消すことができる。

- 2 前項にかかる利用取消の場合は、利用者に利用取消を事前に連絡するものとする。
- 3 第 1 項の規定により利用許可を取り消した場合は、既納の利用料金については、協議のうえ、全額または一部を返納することができる。

第 18 条（解約）

利用者が利用許可期間中に利用の終了を希望する場合、当該利用終了希望日の 3 カ月前までに、当法人に通知しなければならない。

- 2 住所利用サービスを利用しているものは、利用終了日の 1 週間前までに利用者宛の郵便物および宅配物が NBIC に届かないよう必要な手続きを完了しなければならない。
- 3 登記利用サービスを利用しているものは、速やかに住所移転登記を完了し、変更後の登記事項証明書を当法人に提出しなければならない。

第 19 条（損害賠償）

利用者は、故意または過失によって当施設および NBIC 内の設備および備品等を破壊・破損・汚損等した場合は、利用者は直ちにその事実を当法人へ報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

第 20 条（貴重品・機密情報）

利用者は、自己の責任において貴重品及び機密情報等を管理しなければならないものとし、その受

けた損害については、当法人は賠償の責を負わない。

第 21 条（原状回復）

利用者は、当施設の利用が終了したとき及び利用許可が取り消されたときは、利用者が当施設内に設置した備品等を利用者の責任において撤収し、当施設を原状に回復して当法人に引き渡さなければならない。

2 利用の終了または利用許可が取り消された後 1 週間を経過してもなお当施設内に残置されている物品等は、所有権が放棄されたものとみなし、当法人において処分することができる。

第 22 条（個人情報）

当法人及び利用者は、当施設の利用に関し知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。利用終了後又は利用許可取り消し後もまた同様とする。

第 23 条（規約の変更）

本規約は予告なく変更される場合がある。

2 当法人は、本規約が変更されたときは、速やかに利用者に通知するものとする。

第 24 条（その他）

本規約に定める事項のほか、必要な事項については、別に定める。

（附則）

1.本規約は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

2.本規約は、令和 3 年 3 月 18 日から改訂施行する。